



平岡町土山農会 (昨年の様子)

コスモス畑の中のこどもたち

Contents

今月号の主な内容

- 年次総会
- 相続登記の義務化
- トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の申告が必要です。
- 全国農業新聞購読推進、農業者年金PR、農地相談日のお知らせ

令和7年 農業委員会年次総会を開催

8月1日（金）、加古川市役所新館10階において、令和7年加古川市農業委員会年次総会を開催しました。多数の関係機関の皆様に来賓としてご臨席賜り、来賓者を代表して岡田康裕市長、中村亮太市議会議員、兵庫県加古川農林水産振興事務所の川端忠則所長からご祝辞を賜りました。

議事においては、令和6年度事業報告・令和7年度事業計画について審議し、原案どおり承認されました。

また、総会終了後に、農地利用最適化推進全体会を開催しました。冒頭、ナガエツルノゲイトウに関する映像を視聴した後、「農地を活かし隊」活動の実施報告会や意見交換等を行いました。



▲会長挨拶



▲総会の様子



▲岡田市長 祝辞



▲中村市議会議員 祝辞



▲兵庫県加古川農林水産振興事務所 川端所長 祝辞

来賓一覧

加古川市長	岡田 康裕 様
加古川市議会 議長	中村 亮太 様
兵庫県 加古川農林水産振興事務所 所長	川端 忠則 様
兵庫県 加古川農業改良普及センター 所長	岡本 美都子 様
加古川市 農業団体連合会 会長	富木 茂樹 様
兵庫南 農業協同組合 代表理事 組合長	野村 隆幸 様
加古川市南 農業協同組合 代表理事 常務	福澤 高志 様

相続登記の義務化について

相続登記の義務化について

法改正により、昨年4月から相続登記が義務化されています。不動産を所有する方がお亡くなりになった場合は、その不動産を管轄する法務局へ相続登記を申請してください。

詳しくは、右のチラシや二次元コードを読み取ってください。

なお、農地を相続した場合は、農地法の規定により農業委員会への届け出が必要となります。相続登記と合わせて手続きしていただくようお願いします。

相続登記の申請義務化
特設ページ



不動産を相続したら
かならず**相続登記!**
令和6年4月1日から**義務化**されました

忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①
相続したことを知った日から
3年以内に登記!
※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②
義務化前の相続も対象!
※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!
「シラナカッタスキ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
法務省 相続登記 検索

トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車は 軽自動車税（種別割）の申告が必要です

農場や工場などで使用される小型特殊自動車は、道路を走行しなくても、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があります。

ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は申告してください。

詳しくは加古川市役所市民税課へお問い合わせください。TEL: 079-427-9161



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業委員会系統組織である（一社）全国農業会議所が発行する農業関係の情報満載の週刊新聞です。この新聞は、農業委員会等に関する法律に規定された農業委員会による農業者への情報提供を担うもので、国内の1週間の農政の動きを簡単に把握できる構成となっており、日刊紙に比べ読みやすい記事でいっぱいです。価格もお手頃なこの「全国農業新聞」の購読のお問い合わせは地元委員・推進委員か、農業委員会事務局までお願いします。

● 全国農業新聞の特徴

① 1週間分のニュースをまとめて、わかりやすい農政解説！

農政や農業をめぐる情勢が大きく変化する中、いろんな情報が氾濫しています。それらの情報の中から農業・農村振興の立場に立って、1週間の重要なニュースを正確かつコンパクトにまとめ、内容や影響をわかりやすく解説しています。

② 認定農業者など「担い手」の経営に役立つ！

いま、認定農業者、農業法人や集落営農組織など地域農業の「担い手」を育成・確保することが重要な課題になっています。これら担い手の経営に役立つ情報（流通・販売、技術、資金・税金、農村女性の起業等）を満載しています。

③ 地域づくりのヒントや事例がいっぱい！

農業者の高齢化や過疎化、農業後継者不足、農地の荒廃など、農村地域が抱える悩みは深刻です。その解決の糸口となるヒントや先進事例などの情報が盛りだくさんです。地域リーダーの貴重な情報源となっています。

④ 食や健康など暮らしに役立つ話題が豊富！

近年関心が高まっている「食」や健康、年金、趣味、娯楽など暮らしに役立つ話題も豊富に掲載しており、家族みんなでお読みいただけます。

⑤ 購読料は月700円※で、負担が少ない！

一般の新聞と併せて読んでいただく併読の週刊紙です。購読料は月 700 円と負担が少なく、お勧めです。

※令和8年4月以降は、月額900円となります。

是非とも
購読して
頂きたい方

⑤ ④ ③ ② ①

認定農業者
農業者年金の加入者・受給者
女性農業者・農村女性グループ
青年農業者
農業関係機関・団体及びその役員

農地相談日

農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。

- 時 間 午後1時30分から4時まで
- 場 所 農業委員室（市役所新館9階）
- 申 込 先 農業委員会事務局
(TEL 079-427-9369)
- 申込期限 相談日の1週間前まで

※事務手続などのご相談は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の相談日

10月9日(木)	11月6日(木)	12月4日(木)
1月8日(木)	2月5日(木)	3月5日(木)

今後の申請締切日・月次総会の開催予定日

令和7年 (2025年)	申請等 受付締切	月次総会
10月	10日(金)	24日(金)
11月	10日(月)	25日(火)
12月	5日(金)	19日(金)

- ※ 諸事情により、日程に変更が生じる場合があります。
- ※ 市街化区域の転用届出、相続の届出等は随時受付

農業者年金に加入しませんか

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

①～③の要件を満たす方なら、
どなたでもご加入いただけます。

独立行政法人
農業者年金基金 HP



<https://www.nounen.go.jp>

お問合せは農業委員会事務局またはJAへ

※60歳以上65歳未満（国民年金の任意加入者）の方も
ご加入いただけるようになりました。詳しくはお問合せください。